

第41回ふくい桜まつり×中部縦貫自動車道PRイベント業務に係る 公募型プロポーザルの実施要領

1 目的

令和11年の中部縦貫自動車道全線開業に向けPRするとともに、同時期に開催される福井の春の風物詩「ふくい桜まつり」の賑わいを創出するため、両イベントの連携開催による県内外からの集客の拡大を図る。来場者に福井の春の魅力を堪能してもらうことで、周遊及び観光促進に繋げる。

2 業務概要

- (1) 業務名 第41回ふくい桜まつり×中部縦貫自動車道PRイベント業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 提案上限額 3,000,000円（消費税等を含む。）

※なお、見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。また、本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する経費も業務に要する費用に含まれる。

※本業務は、福井市の令和7年度12月補正予算の成立を前提に事業化される停止条件付事業であり、予算の成立がない場合には効力を発しない。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている又は公表日からプロポーザル参加申込書の提出期限までの間に福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであること。
なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 資格者名簿に下記①②として登録されている又は申請書を提出済みであること。
 - ①市内業者
 - ②会場設営（業種コード902）
- (3) 公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

でないこと。

- (7) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (8) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - ②親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ③一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (9) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (11) 複数の事業者により構成される共同体である場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。
 - ①共同体の構成員は、3者以下とし、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ②共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③共同体の構成員は、上記（1）及び（3）から（10）までに掲げる事項を全て満たしていること。
 - ④共同体の代表者は、上記（2）①に掲げる事項を満たしていること。
 - ⑤共同体の構成員のうち1者は、上記（2）②に掲げる事項を満たしていること。

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

手続等	日程	手段等	提出書類
実施要領等の公表	令和7年11月25日（火）	本市ホームページ	
質問提出期限	令和7年12月2日（火） 午後3時必着	メール	様式1 本要領5（1） 参照
質問回答	令和7年12月4日（木） 午後3時掲載予定	本市ホームページ	
プロポーザル参加申込 期限	令和7年12月9日（火） 午後3時必着	持参又は郵送	様式2～5、 会社概要書 本要領6（1） 参照
参加資格審査結果通知	令和7年12月11日（木）	メール	
企画提案書提出期限	令和7年12月25日（木） 午後3時必着	持参又は郵送	本要領8参照
審査委員会の実施通知	令和8年1月6日（火）	メール	
審査委員会	令和8年1月9日（金）		
結果通知	令和8年1月14日（水） 予定	郵送及び 本市ホームページ	
契約締結	令和8年1月中旬 予定		

5 質問の受付及び回答

プロポーザルへの質問がある場合は、次のとおりとする。ただし、質問内容はプロポーザル参加申込書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

（1）提出書類

質問書【様式1】

（2）提出期限等

①提出期限：令和7年12月2日（火） 午後3時まで（必着）

②提出場所：本要領13「提出・問い合わせ先」参照

③提出方法：質問書【様式1】により、メールで提出すること。それ以外の方法での質問は、一切受け付けない。

※件名は「ふくい桜まつり×中部縦貫自動車道PRイベント業務に関する質問」とすること。

（3）質問に対する回答

令和7年12月4日（木）午後3時までに本市ホームページで公表する。

6 プロポーザル参加申込書の提出

(1) 提出書類

プロポーザルに参加する者は、次のとおり必要書類を提出すること。ただし、参加申込書の提出時点で資格者名簿に登録されている者は、⑥の書類の提出は不要とする。

- ①プロポーザル参加申込書 【様式2】
- ②会社概要書 【任意様式】 ※共同体の場合は全ての構成員のもの
 - ・所在地、業務内容、設立年月日、社員数等がわかるもの
- ③参加資格誓約書 【様式3】 ※共同体の場合は全ての構成員のもの
- ④共同体結成届【様式4】 ※共同体を結成する場合のみ
- ⑤業務実績調書【様式5】 ※実績のある事業者のみ提出
 - ・令和2年4月1日以降に同種業務又は類似業務について記載
 - ・業務実績を示す資料を添付
- ⑥福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことがわかる書類
 - ※共同体の場合は全ての構成員のもの

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限等

提出期限：令和7年12月9日（火） 午後3時まで（必着）

提出場所：本要領13「提出・問い合わせ先」参照

提出方法：持参又は郵送によること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

7 参加資格審査の結果通知

プロポーザル参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果（参加資格の有無）を令和7年12月11日（木）までにメールで連絡する。

8 企画提案書の提出

プロポーザル参加申込書を提出した者で参加資格要件を満たした者は、次のとおり必要書類を提出すること。企画提案は1者1提案（共同体での提案を含む。）とすること。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出書類 企画提案書【任意様式】（10ページ程度）

次の内容を記載すること。

- ①基本的な考え方（目的、成果）
- ②企画提案内容
- ③会場レイアウト
- ④業務実施スケジュール
- ⑤業務実施体制
- ⑥企画提案者の概要（企画提案者の概要、担当者の氏名及び連絡先等）

⑦事業費の見込み及びその内訳（参考見積）

（２）提出部数 １０部

（３）提出期限等

提出期限：令和７年１２月２５日（木） 午後３時まで（必着）

提出場所：本要領１３ 「提出・問い合わせ先」参照

提出方法：持参又は郵送によること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

９ 審査方法

（１）企画提案書の審査

①審査委員会の開始時間の通知

提案者に対し、審査委員会の開始時間の通知を行う。

日 時：令和８年１月６日（火）

通知方法：メール

②審査委員会

「審査委員会」において、提出された企画提案内容をより深く理解するため、提案者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者を１者選定する。

日時：令和８年１月９日（金）

場所：ＡＯＳＳＡ６階 研修室６０３

方法：プレゼンテーション及び質疑応答

- ・持ち時間は、各提案者２０分程度（説明時間１０分、質疑応答１０分）とするが、進行スケジュールにより変更することがある。上記①の通知に合わせ、当日の持ち時間を正式に通知する。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・出席者は３名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員各１名以上は必ず出席すること。
- ・業務の企画運営に携わる実務担当者が説明を行うこと。
- ・内容は、企画提案書に沿ったものとする。
- ・使用するＰＣ、ケーブル等を持参すること。なお、スクリーン、プロジェクターは本市で準備する。
- ・審査委員会当日の企画提案書等の差替え及び追加資料の配布等は認めない。

(2) 審査基準

プロポーザルは主に以下の評価項目に基づき審査する。

評価項目			点数
企画提案内容	全体コンセプト	・提案内容が、ふくい桜まつり及び中部縦貫自動車道をPRする機会の創出等、本業務の目的に沿ったものとなっているか。	20
	集客に向けた企画	・福井ならではの春を感じられる内容か。 ・本市を中心とした福井の魅力をPRする内容か。 ・多くの方が参加でき、楽しめる企画となっているか。	30
	各種連携	・3市町（大野市、勝山市、永平寺町）や地域、企業、団体等と連携し、イベント規模の拡大、質の充実、集客の相乗効果を図るような工夫がなされているか。 ・会場全体の周遊を意識した内容となっているか。	20
業務遂行能力	業務体制	・本業務を円滑に遂行するための、事業計画や運営体制となっているか。 ・本業務に必要な専門知識やノウハウを有しているか。	20
経費	業務経費	・コストパフォーマンスに優れ、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。	10
合計			100

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全者に対し、令和8年1月14日（水）（予定）に書面で通知する。また、提案者数及び受託候補者については、本市ホームページに掲載する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合、その者はプロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の要件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査委員会を正当な理由なく欠席した場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合
- (7) 提出期限以降における、提出書類等の差し替えを行った場合
- (8) その他、本要領に違反した場合

1 1 契約

- (1) 受託候補者の選定後、契約締結に係る協議を行い、その協議が整い次第、速やかに再度の見積を行い、契約の手続きを行うものとする。
- (2) 前項の契約が2週間以内に成立しなかった場合は、次点を獲得した提案者を受託候補者とし、協議を行う。
- (3) 契約締結にあたっては、資格者名簿への登録を条件とする。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 提出書類は必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (6) 提出書類は福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (8) 企画提案の内容については、採用決定後に当課と協議の上、変更して実施することがある。
- (9) 受注者は、この業務の実施にあたって、当課との協議なしに単独でスポンサーを募ってはならない。
- (10) 受注者は、業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (11) その他、不明な点については、当課に照会すること。

1 3 提出・問い合わせ先

福井市商工労働部観光文化スポーツ局観光振興課

住 所：〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号 A O S S A 5階

T E L：0776（20）5346

F A X：0776（20）5670

E-Mail：kankou@city.fukui.lg.jp

担 当：松本、澤田、林